

出席停止報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 (自署)

出席停止理由

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(備考：早退・遅刻)

(備考：早退・遅刻)

- * 医療機関で診断書をいただく必要はありませんが、医療機関が発行した調剤明細書等、受診状況がわかるものを一緒に提出してください。
- * 登校後、感染症の疑いがあると校長が判断し、下校して医療機関を受診した場合は、結果が感染症であった場合も感染症でなかった場合も当日は出席停止として扱います。ただし、感染症でなかった場合は、翌日からの体調不良による欠席は出席停止扱いになりません。
- * 治癒後に、保護者様で「出席停止報告書」を記入して、学校への提出をお願い致します。

【参考】・学校保健安全法第19条にもとづく出席停止

- ア インフルエンザにあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- イ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ウ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで
- エ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- オ 風しんにあっては、発疹が消失するまで
- カ 水痘にあっては、すべての発しんが痂皮化するまで
- キ 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ク 新型コロナウイルス感染症にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ケ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎及び第三類の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【提出経路】 本人（保護者記入） → 担任

→ 教務部 (本用紙)

→ 保健部 (コピー)